

子ども家庭総合支援拠点を設置しました

▶子ども家庭総合支援拠点とは？

福祉課子育て支援係では、子どもに関するさまざまな相談に応じ、解決に向けたお手伝いをしています。令和4年4月1日(金)から、児童虐待予防の早期対応から発生時の迅速な対応、包括的・継続的な支援体制の強化を図るため、福祉課内に「子ども家庭総合支援拠点」を設置しました。相談内容に応じた子育て支援サービスや制度、地域資源などのご案内や関係機関との連絡調整などの支援を行うほか、「児童虐待かも？」といった相談など、子どもや子育てに関する内容であれば、どんな相談にも対応します。

困ったとき、話したいとき、ちょっと聞いてみたいとき、お気軽にご利用ください。

▶こんな悩み、心配はありませんか？

- 子どもが反抗期で全然言うことを聞かない
- 生活が苦しい
- 子育てが辛い、少し休みたい
- イライラして子どもにあたってしまう
- 子どもを含めた家族の関係が悪い

- 怒鳴り声や子どもの泣き声が頻繁に聞こえて心配
- 小さい子どもだけで留守番しているようで心配

- 家族から暴言や暴力を受けている
- お父さんとお母さんのケンカを見るのが辛い
- 親の代わりに兄弟や祖父母の世話をしている時間がない
- 学校に行きたくない

▶対象

町内すべての子ども(18歳まで)とその家庭、妊婦など

▶場所

役場福祉課子育て支援係

▶相談方法

来所・電話・訪問による相談も受け付けます。

月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

☎ 福祉課 子育て支援係 ☎57-8503

南関町の地域密着型介護事業所



施設名称: **デイサポート ひまわり**

所在地: 南関町大字上坂下30番地1
電話番号: 57-7977
事業開始日: 令和4年4月

～だれが利用できる？～

●南関町民 ●要介護1以上の認定を受けた人
※事業対象者及び要支援の認定を受けた人は総合事業での利用が可能です

～具体的にどんなサービス？～

18人以下の小規模デイサービスに通ってもらい、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供する

～サービスの種類は？～

◎地域密着型通所介護(小規模デイサービス)
小規模のデイサービスで、日帰りで介護や生活機能訓練などを行うサービス

～事業所から一言！～

令和4年4月1日にオープンした定員10名の民家型デイサービスです。
自然豊かな広い庭と広い畑があり、その中で料理や散歩、草花とふれあいながら、本人の希望や思いに寄り添い、やりがいや生きがい、できる事を増やしていくサポートをしています。

※地域密着型介護事業所とは？

高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにする施設です。
南関町民が利用できる南関町民のための事業所です。

子育て支援事業についてのお知らせです

▶登録はお済ですか？

【家庭内保育世帯応援金】

家庭内で未就学の子どもを保育している世帯に対して、子育てのための応援金の交付を行っています。該当する世帯の保護者は、福祉課で令和4年度の登録手続きをお願いします。交付の時期は年度末の予定です。

★交付対象者

次の要件すべてに該当する世帯

- (1)南関町に住民票があり、居住している世帯
- (2)保育所等に入所していない未就学の乳幼児を保育している世帯(※満4ヶ月未満の乳児は対象外となります。)
- (3)育児休業を取得していない世帯
- (4)町税等の未納がない世帯

月額▶0歳……………1万円
▶1歳以上の未就学児…5千円



【病児・病後児保育】

荒尾市と玉名市に委託して病児・病後児保育事業を行っています。初めて利用を希望する場合は、事前に福祉課で登録の手続きをお願いします。なお対象は保育所等に入所、または小学校に在籍している小学校3年生までの児童です。

荒尾市:病児保育施設キュービット(こどもクリニック友枝敷地内)

玉名市:病児・病後児保育施設ひだまりキッズ(くまもと県北病院敷地内)

☎ 福祉課 子育て支援係 ☎57-8503

児童扶養手当について

1. 児童扶養手当とは

ひとり親家庭や父母がいらないため父母以外の人が児童を養育する場合などに、児童を養育する家庭の生活の安定と自立を支援し児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

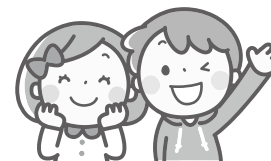
2. 支給対象者は

下記の①～⑨に該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童(一定の障害の状態にある場合は20歳未満)を監護し、かつ生計を同じくする父母または養育者(祖父母など)です。

- ① 父母が婚姻(事実婚を含む)を解消した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が重度の障害の状態にある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父または母が1年以上遺棄している児童
- ⑥ 父または母が裁判所からのDV防止法の規定による保護命令を受けた児童
- ⑦ 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑨ 母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童

3. 手当の額

月額(全部支給) ●児童1人の場合……………43,070円
●児童2人の場合……………53,240円
●3人目以降1人につき加算額…6,100円



手当額は、請求される人および扶養義務者の所得金額や公的年金等の受給状況により一部支給となる場合や全額が支給停止となる場合があります。また支給額は物価変動などに応じて、毎年度改定されます。

4. 手当を受給するには

役場福祉課への申請が必要です。必要となる書類についてはお問い合わせください。

☎ 福祉課 子育て支援係 ☎57-8503